

一般財団法人奈良市総合財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人奈良市総合財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)文化の向上及び普及振興に関する事業
- (2)スポーツ・武道の普及振興に関する事業
- (3)地域文化の振興に関する事業
- (4)地域の資産を活用した産業の振興に関する事業
- (5)「入江泰吉」・「杉岡華邨」両氏の業績の顕彰及びその作品の公開に関する事業
- (6)中小企業勤労者の福利厚生に関する事業
- (7)文化・体育施設等の管理運営
- (8)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第7条 設立者が拠出する財産及びその価額は、別表のとおりである。

(基本財産)

第8条 別表の財産は、当法人の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(財産の運用・管理)

第9条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項各号に掲げる書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとする。

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 当法人に、評議員15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項に限り決議することができる。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額の決定及びその規程

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定める事項

(開催)

第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事が招集する。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決権を行使することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分又は除外の承認

(4)その他一般法人法で定める事項

4 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、一般法人法及び関係法令（以下「法令」という。）の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(評議員会規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

理事 15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。
- 4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長及び専務理事は各1名、常務理事は3名以内とする。
- 5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、当法人の業務を執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、一般法人法に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、

理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であったものを含む）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であったものを含む）の責任を、法令の限度において免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4)評議員会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (5)規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制の整備
- (6)第35条の責任の一部免除

(開催)

第38条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載しなければならない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとする。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第47条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他一般法人法に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第51条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1)定款

(2)評議員、理事及び監事の名簿

(3)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4)評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5)事業報告書及び計算書類等

(6)監査報告書

(7)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類等及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資

料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開要綱による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 附則

(設立時評議員及び役員)

第54条 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の定める別紙役員名簿のとおりとする。

(最初の事業計画等)

第55条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第57条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

設立者 奈良市

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

別表（第7条関係）

財産種別	金額
定期預金	5,000万円